

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	三森 智仁
【住所又は本店所在地】	埼玉県さいたま市浦和区前地
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	令和元年5月17日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社大戸屋ホールディングス
証券コード	2705
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	三森 智仁
住所又は本店所在地	埼玉県さいたま市浦和区前地
事務上の連絡先及び担当者名	三森 智仁
電話番号	090-1046-1848

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.2
訂正される報告書の報告義務発生日	令和元年5月13日
訂正箇所	報告義務発生日及び担保解除日

（訂正前）

【表紙】

【報告義務発生日】 令和元年5月13日

（訂正後）

【表紙】

【報告義務発生日】 令和元年5月16日

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】**

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成29年10月31日付で、株式会社だいこう証券ビジネスに対して資金借り入れの金銭消費貸借契約の担保として、提出者が保有する当該株式132,000株を提供しています。

担保契約を解除いたしましたので、下記金融機関より132,000株を差戻しております。

担保差戻し日：令和元年5月13日

契約の相手方：株式会社だいこう証券ビジネス

契約の種類：金銭消費貸借契約

(訂正後)

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者) / 1】

(6)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

平成29年10月31日付で、株式会社だいこう証券ビジネスに対して資金借入れの金銭消費貸借契約の担保として、提出者が保有する当該株式132,000株を提供しています。

担保契約を解除いたしましたので、下記金融機関より132,000株を差戻しております。

担保差戻日：令和元年5月16日

契約の相手方：株式会社だいこう証券ビジネス

契約の種類：金銭消費貸借契約